

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 8 月 29 日（金）第3038号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定の解除予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設の許可（介護福祉課取扱い） 2
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（農地整備課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（3件）（商工政策課取扱い） 2
- 一般競争入札公告（県立鹿児島聾学校取扱い） 4

## 告 示

## 鹿児島県告示第881号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 8 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南九州市穎娃町郡西濱田13番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第882号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 8 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南九州市穎娃町郡西濱田13番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第883号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成26年 8 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施 設		介護老人保健施設の開設者			許 可 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設悠愛	霧島市隼人町小田245番地	医療法人尚愛会	鹿児島市山之口町8番1号	小田原良治	平成26年8月4日	介護保健施設サービス

### 鹿児島県告示第884号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区計牛・極楽換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 8 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 縦覧期間  
平成26年 9 月 1 日から同月30日まで
- 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

### 始良・伊佐地域振興局告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 8 月 29 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
和善	始良市寺師1064番地	株式会社幸村	京都市右京区太秦森ヶ前町2番地6	高村建太郎	平成26年8月1日	就労継続支援A型

## 公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により伊佐市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 8 月 29 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 8 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー大口店

伊佐市大口里字桃木ケ丸801番 1

## 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

- (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年 3 月 24 日

- (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年 3 月 24 日

## 3 意見の概要

大規模小売店舗「タイヨー大口店」の営業時間延長に伴う騒音の発生、廃棄物の処理・運搬、道路交通への影響等、周辺地域の生活環境の変化はないものと予想されるが、来店者及び周辺地域の交通安全対策には万全を期するとともに、生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

なお、付近住民からの苦情等の申し立てがあった場合は、誠意をもって対処すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 8 月 29 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 8 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー永利店

薩摩川内市永利町字古川711番 1 号 外 8 筆

## 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

- (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年 3 月 24 日

- (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年 3 月 24 日

## 3 意見の概要

変更事項にあたっては、関係法令等の遵守はもちろん、来店客や店舗敷地周辺地域の交通安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。

また、周辺住民から苦情等が出された場合は、誠意をもって対処し解決すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により湧水町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 8 月 29 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 8 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

栗野リバーサイドモール

始良郡湧水町木場街区60番

## 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

- (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年 3 月 24 日

- (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年 3 月 24 日

## 3 意見の概要

栗野リバーサイドモール付近の国道268号の渋滞緩和及びリバーサイドモール北側町道における関係車両等の交通安全の対策に配慮すること。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 8 月 29 日

鹿児島県立鹿児島聾学校長 釘田雅司

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
情報システムの賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成27年 2 月 27 日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
平成27年 3 月 1 日から平成37年 2 月 28日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成26年10月10日午後4時までに3の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県立鹿児島聾学校

鹿児島市草牟田二丁目53番54号 郵便番号 890-0014

電話番号 099-226-1815

ファックス番号 099-226-1816

(3) 申請書類の受付期間

平成26年 9 月 1 日から同月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時15分から午後 4 時45分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立鹿児島聾学校

鹿児島市草牟田二丁目53番54号 郵便番号 890-0014

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成26年11月11日午後 4 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年11月12日午前10時

イ 場所 鹿児島県立鹿児島聾学校相談室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(イ) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成26年10月 9 日午後 4 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県立鹿児島聾学校  
鹿児島市草牟田二丁目53番54号 郵便番号 890-0014  
電話番号 099-226-1815  
ファックス番号 099-226-1816
- 13 その他  
この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Information System:1set
  - (2) DELIVERY PERIOD:  
27 February 2015
  - (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
  - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
4:00 p.m. 11 November 2014
  - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Kagoshima Prefectural School for the Deaf  
53-54 Soumuta2chome,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-0014 Japan  
TEL 099-226-1815  
FAX 099-226-1816